

令和7年度第1回江別市情報公開審査会  
会 議 録

日 時：令和7年9月1日（月）  
14：27～14：44  
場 所：江別市民会館35号室

出席者：田口会長・石黒副会長・龍田委員・小幡委員・吉見委員  
東総務部次長・中村総務課長・半田総務係長・中村主任・濱主事  
（傍聴者 0名）

1. 開会

田口会長： ただいまから令和7年度第1回江別市情報公開審査会を開会いたします。

2. 議事

(1) 報告事項

ア 令和6年度情報公開制度の実施状況について

田口会長： それでは、(1) 報告事項、ア 令和6年度情報公開制度の実施状況についてを議題といたします。

事務局から報告をお願いします。

事務局： 私から説明させていただきます。令和6年度情報公開制度の実施状況についてご報告いたします。

はじめに1ページの資料1「令和6年度情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度実施状況集計表」をご覧ください。

まず、(1) の情報公開制度であります。実施機関ごとの決定件数では、市長が実施したものについては、全部公開が9件で前年度比8件の増、一部公開が13件で前年度比5件の増、不存在が3件で前年度と同数、計25件で前年度比13件の増となっております。教育委員会が実施したものについては、全部公開が1件で前年度比1件の増、不存在が1件で前年度比1件の増、計2件で前年度比2件の増となっております。水道事業管理者が実施したものについては、全部公開が3件で前年度比1件の減、一部公開が0件で前年度比1件の減、計3件で前年度比2件の減となっております。消防長が

実施したものについては、全部公開が4件で前年度比3件の増、一部公開が2件で前年度比2件の増、計6件で前年度比5件の増となっております。病院事業管理者が実施したものについては、令和6年度は公開請求が無く、一部公開が前年度比1件の減、不存在が1件の減で、計0件、前年度比2件の減となっております。この結果、全体の決定件数は36件となり、前年度比16件の増となっております。

次に、2ページの資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」をご覧ください。平成27年度からの情報公開請求件数とその推移をグラフで表したものであります。情報公開請求件数は全体を通して20件前後で推移していますが、令和6年度は34件となっております。なお、資料1の決定件数36件と、情報公開請求件数が合致しないのは、1回の請求で複数の決定区分があったものが2件あることによるものであります。

次に3ページ、資料3「令和6年度情報公開制度の実施状況」をご覧ください。情報公開請求の個別の内容であります。以下、一部公開及び不存在の決定をした案件について説明いたします。NO. 1からNO. 3「野幌森林公園に関する文書」につきましては、同一者からの請求であり、NO. 1及びNO. 3については、住所、氏名、電話番号などについては、個人に関する情報により非公開にしております。NO. 2につきましては、当該公開請求に係る公文書を保有していないため、不存在としております。NO. 9の「令和5年度 大規模盛土造成地 変動予測調査 業務委託報告書」につきましては、住所、氏名、電話番号などについては、個人に関する情報により非公開にしております。NO. 10、NO. 13の「浸出水処理施設建設工事に関する文書」及びNO. 11「中央小学校 旧校長住宅転用改修工事における工事費内訳書」につきましては、同一者からの請求であり、一部公開としたものは、最低制限価格、低入札調査基準価格、公表されていない予定価格及び設計金額等の予定価格を類推させる情報などは、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報として非公開にしております。NO. 14「建設リサイクル法の規定による解体等の届出書のうち、対象の住所を工事の場所とするもの。」につきましては、発注者又は自主施工者の住所、氏名、電話番号などについては、個人に関する情報により非公開にしております。また、開示請求対象の一部の住所につきましては、該当する公文書を保有していないため、不存在としております。NO. 15「江別市野幌代々木町 1999年1月の火災 本件での負傷者の有無が分かるもの。」につきましては、火元関係者の住所、氏名、電話番号などについては、個人に関する情報により非公開

にしております。

資料4ページをお開きください。NO.18「江別市の土地・家屋課税台帳の電磁的記録又は土地・家屋台帳以外で江別市内の土地・家屋の登記情報のうち、土地の所在・地番に関する電磁的記録」につきまして、「土地・家屋課税台帳」については、地方税法382条の2 その他関係法令 に定めるところにより、閲覧等の手続きが定められているため、非公開としております。NO.23「令和6年10月26日午前6時頃、江別市内の文京台南町公園で発生した救急事案の出動及び活動状況が分かる情報」につきましては、住所、氏名、電話番号などについては、個人に関する情報により非公開としております。NO.24「建設リサイクル法の規定による解体等の届出書のうち、対象の住所を工事の場所とするもの。」につきましては、発注者又は自主施工者の住所、氏名、電話番号などについては、個人に関する情報により非公開としております。また、開示請求対象の一部の住所につきましては、該当する公文書を保有していないため、不存在としております。NO.25からNO.30「江別市が契約者となり、保険料（契約金額）が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課」につきましては、住所、氏名、電話番号については、個人に関する情報及び印影などについては、法人に関する情報により非公開としております。NO.31「江別市が導入している、私立保育所等での子ども、子育て支援給付金管理システムの構築・保守金額及び、補助金の仕様書・要件定義書」につきまして、印影などについては、法人に関する情報により非公開としております。

説明は以上でございます。

田口会長： ありがとうございます。事務局から報告を受けましたが、委員の皆様から質疑はありませんか。

吉見委員： 資料3につきまして、請求件数は多く見えるのですが、同一者もしくは同一案件で複数の情報公開が求められているものがあると思います。わかる範囲でかまいませんので、同一者もしくは同一案件の請求を教えてくださいませんか。

事務局： NO.1からNO.3「野幌森林公園に関する文書」につきましては、同一者からの請求になります。NO.10、11、13「工事費用の内訳に関する文書」につきましても同一者からの請求です。NO.14、24「建設リサイクル法届出書」につきましても同一事業者からの請求になります。NO.16からNO.18「土地・家屋課税台帳」につきましても同一事業者からの

請求です。NO. 25から30「江別市が契約者となり、保険料（契約金額）が3万円以上の損害保険証券の写しと担当課」については1つの請求ですが、回答した担当課が違うため6件に分かれています。

吉見委員： ありがとうございます。

田口会長： 私から今の質問にも関連して、確認をしたいのですが、NO. 10、11、13「工事費用の内訳に関する文書」については個人からの請求でしょうか、あるいは個人ではなく事業者からの請求でしょうか。

事務局： 個人の名前で請求は来ておりましたが、恐らく入札の関係で請求をしてきたと思われます。入札価格が類推されるような情報につきましては、すべて非公開にして公開しております。

田口会長： かしこまりました。ありがとうございます。引き続き2点質問よろしいでしょうか。NO. 15「江別市野幌代々木町 1999年1月の火災 本件での負傷者の有無が分かるもの。」についてですが、こういった目的で請求されたのでしょうか。

事務局： 不動産の売買の関係で、土地の購入を考えている方から1999年の火災の情報が知りたいということで請求がございました。

田口会長： かしこまりました。ありがとうございます。そして、私から最後にNO. 23「令和6年10月26日午前6時頃、江別市内の文京台南町公園で発生した救急事案の出動及び活動状況が分かる情報」については、こういった方から請求があったのでしょうか。

事務局： こちらについては、報道関係の方からの請求であり、報道関係の方であっても個人に関する情報につきましてはすべて非公開として、公開していません。

田口会長： ありがとうございます。以上で私からの質問は終わります。委員のみなさんから質問がありましたらお願いします。

龍田委員： NO. 16「江別市の地番が載った地図」については、窓口で手続きをし、請求できるものではないのでしょうか。それとも窓口で請求できない情報を取得しようとしたのでしょうか。情報公開で対応した理由をお教え頂きたいです。

事務局： 開示請求が来たときには、所管課に総務課から確認を行っています。その中で事務手続きで取得できるものは情報公開では対応していません。今回の場合など、GIS関係については、情報公開請求で対応しています。

龍田委員： ありがとうございます。

田口会長： そのほかにご質問はございませんか。

吉見委員： 今回、同一者もしくは同一案件で複数の情報公開が求められているものが多いと思いますので、資料2「情報公開及び個人情報開示請求件数の推移」のグラフがわかりずらく感じます。グラフからこういった状況を読み取ればいいのか分かりづらく感じます。幅広い形で、情報公開が求められていることが分かるようにしてはいかがでしょうか。

事務局： 貴重なご意見ありがとうございます。このグラフでは同一者や同一案件での請求であっても1件ずつカウントしていますので、同一者あるいは同一案件での請求が複数あった場合、まとめて1件とカウントすることで、情報公開請求の実績が可視化できると思います。

吉見委員： ありがとうございます。

小幡委員： NO.15「江別市野幌代々木町 1999年1月の火災 本件での負傷者の有無が分かるもの。」についてですが、出勤記録といったこのような資料の保存期間はどのくらいなのでしょう。

事務局： 保存期間については、調べなければ正確にお答えはできませんが、長いものだと、最長で30年が一つの目安となっております。必要であれば引き続き保管しています。

田口会長： よろしいでしょうか。以上で、本件を終結いたします。

次に、(2)その他について、委員の皆様から何かございませんか。

(なし)

田口会長： 事務局からありませんか。

事務局： ございません。

### 3. 閉会

田口会長： 以上で、令和7年度 第1回江別市情報公開審査会を閉会いたします。